



議案第十八号

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定について

次のとおり過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を設定することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
を求めらる。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定め、もつて町内産業の振興を図ることを目的とする。

(課税免除)

第二条 過疎地域内において、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産を新設し、又は増設した者が所有する当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地の用に供する土地（当該新設し、又は増設した者が法第二条第二項の規定による内閣総理大臣の公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地にあつては、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該家屋及び償却資産の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）（以下「課

税免除対象固定資産」という。)に対して課する固定資産税については、当該課税免除対象固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定により固定資産税を課さない。

(課税免除の届出等)

第三条 前条の規定により課税免除対象固定資産に係る固定資産税を課されないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を課税免除対象固定資産を事業の用に供することとなつた日から三十日以内に町長に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 課税免除対象固定資産の所在地及びその事業所名
- 三 事業の種類及び製品名
- 四 事業計画
- 五 その他参考となるべき事項

2 町長は、前項の届出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該届出に係

る事項について調査することができる。

3 町長は、第一項の届出があつた場合において、前条の規定により固定資産税を課さないこととしたときは、その旨を課税免除対象固定資産の所有者に通知しなければならない。

前条の規定の適用がないと認めるときも、また同様とする。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第四条 前条第一項の規定により期限内に正当な理由がなくして届出をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同条同項の届出をした者又は正当な理由なくして同条第二項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第二条の規定は適用しないものとする。

(委任)

第五条 この条例の施行に關し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十六年度分の固定資産税から適用する。

(経過措置)

2 第二条の規定により固定資産税の課税を受けないこととなる者で昭和五十五年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に課税免除対象固定資産を事業の用に供したものに係る第三条第一項の規定の適用については、同項中「課税免除対象固定資産を事業の用に供することとなつた日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。